

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P55	<p>第1節 自助、共助による防災力の向上</p> <p>第2 現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主防災組織の組織率 <b>89.5%</b>（平成27年5月1日現在）</li> <li>○ 住宅の耐震化 <b>16,643戸 80%</b>（平成26年度末推計値）</li> <li>○ 市内の火災発生状況 <b>11件</b>（平成26年） 過去10年の平均 <b>22.7件</b>（統計ひだか）</li> <li>○ 消防団員数 <b>161人</b>（平成27年4月1日現在）</li> </ul>	<p>第1節 自助、共助による防災力の向上</p> <p>第2 現況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主防災組織の組織率 <b>96.7%</b>（平成30年4月1日現在）</li> <li>○ 住宅の耐震化 <b>16,724戸 80%</b>（平成29年度末推計値）</li> <li>○ 市内の火災発生状況 <b>17件</b>（平成28年） 過去10年の平均 <b>20.2件</b>（統計ひだか）</li> <li>○ 消防団員数 <b>161人</b>（平成30年4月1日現在）</li> </ul>
P57	<p>1 自助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p><b>イ 市民向けの普及・啓発</b> 【危機管理<b>防災</b>課（統括班）、消防局、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）】</p>	<p>1 自助による市民の防災力向上（普及啓発・防災教育）</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p><b>イ 市民向けの普及・啓発</b> 【危機管理課（統括班）、消防局、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課・健康支援課</b>（避難班）】</p>
P58	<p><b>オ 自助の強化</b> 【危機管理<b>防災</b>課（統括班）】</p> <p>2 自主防災組織の育成強化</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p>	<p><b>オ 自助の強化</b> 【危機管理課（統括班）】</p> <p>2 自主防災組織の育成強化</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p>
P59	<p><b>ア 自主防災組織等の組織化の推進</b> 【危機管理<b>防災</b>課（統括班）、総務課（総務班）】</p> <p><b>イ 活動の充実・強化</b> 【危機管理<b>防災</b>課（統括班）、総務課（総務班）】</p>	<p><b>ア 自主防災組織等の組織化の推進</b> 【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）】</p> <p><b>イ 活動の充実・強化</b> 【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）】</p>
P69	<p>第2節 災害に強いまちづくりの推進＜予防・事前対策＞</p> <p>1 防災都市づくり</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p>	<p>第2節 災害に強いまちづくりの推進＜予防・事前対策＞</p> <p>1 防災都市づくり</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
	<p><b>オ ため池の維持管理</b> 【産業振興課（物資調達班）】</p> <p>市内に存在するため池の適正な管理に努め、市内に大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池等に対し、市は危険度や維持管理等の状況把握に努め、管理者と連携して施設の点検等を実施し、必要に応じて補強・改善が図られるようにする。</p> <p>市民に対しては、ため池により被害を与えるおそれが生じる場合は迅速に周知し、地域の安全性を確保する。</p>	<p><b>オ ため池の維持管理</b> 【産業振興課（物資調達班）】</p> <p>市内に存在するため池の適正な管理に努め、市内に大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池等に対し、市は危険度や維持管理等の状況把握に努め、管理者と連携して施設の点検等を実施し、必要に応じて補強・改善が図られるようにする。</p> <p>市民に対しては、ため池により被害を与えるおそれが生じる場合は迅速に周知し、地域の安全性を確保する。<u>また、防災重点ため池の浸水ハザードマップを作成し、市民へ公表する。</u></p>
P69	<p>2 耐震化と安全対策の推進</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>イ 一般建築物等</b> 【都市計画課（建築班）、危機管理<b>防災</b>課（統括班）、市民、事業者、施設管理担当課、施設管理者】</p>	<p>2 耐震化と安全対策の推進</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>イ 一般建築物等</b> 【都市計画課（建築班）、危機管理課（統括班）、市民、事業者、施設管理担当課、施設管理者】</p>
P91	<p>第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保&lt;応急対策&gt;</p> <p>2 交通規制</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>イ 交通規制に関する情報共有</b> 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）】</p>	<p>第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保&lt;応急対策&gt;</p> <p>2 交通規制</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>イ 交通規制に関する情報共有</b> 【統括班（危機管理課）】</p>
P102	<p>第4節 応急対応力の強化&lt;予防・事前対策&gt;</p> <p>1 応急活動体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>ア 市及び消防団の防災知識の向上</b> 【危機管理<b>防災</b>課（統括班）、総務課（総務班）、消防局、消防団】</p>	<p>第4節 応急対応力の強化&lt;予防・事前対策&gt;</p> <p>1 応急活動体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>ア 市及び消防団の防災知識の向上</b> 【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、消防局、消防団】</p>
P103	<p><b>カ 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底</b></p>	<p><b>カ 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底</b></p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P104	<p>【危機管理<b>防災</b>課（統括班）】</p> <p>2 防災活動拠点の整備</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>ア 災害対策本部のバックアップ施設の指定 【危機管理<b>防災</b>課（統括班）】</p> <p>イ 地域防災活動拠点の整備 【危機管理<b>防災</b>課（統括班）】</p>	<p>【危機管理課（統括班）】</p> <p>2 防災活動拠点の整備</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>ア 災害対策本部のバックアップ施設の指定 【危機管理課（統括班）】</p> <p>イ 地域防災活動拠点の整備 【危機管理課（統括班）】</p>
P107	<p>第4節 応急対応力の強化&lt;応急対策&gt;</p> <p>2 災害対策本部の設置等</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>イ 初動期の人員確保 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）】</p> <p>ウ 代理専決者 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）】</p> <p>エ 災害対策本部の設置場所等 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）】</p> <p>オ 災害対策本部のバックアップ施設の整備 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）】</p> <p>カ 地域防災活動拠点の開設 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）】</p>	<p>第4節 応急対応力の強化&lt;応急対策&gt;</p> <p>2 災害対策本部の設置等</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>イ 初動期の人員確保 【統括班（危機管理課）】</p> <p>ウ 代理専決者 【統括班（危機管理課）】</p> <p>エ 災害対策本部の設置場所等 【統括班（危機管理課）】</p> <p>オ 災害対策本部のバックアップ施設の整備 【統括班（危機管理課）】</p> <p>カ 地域防災活動拠点の開設 【統括班（危機管理課）】</p>
P108	<p>ク 災害対策本部の組織 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）】</p> <p>ケ 災害対策本部員の職務 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）】</p> <p>コ 災害対策本部の構成及び所掌事務 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）】</p>	<p>ク 災害対策本部の組織 【統括班（危機管理課）】</p> <p>ケ 災害対策本部員の職務 【統括班（危機管理課）】</p> <p>コ 災害対策本部の構成及び所掌事務 【統括班（危機管理課）】</p>
P109	<p>3 警備活動</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>ア 防犯活動の実施 【広報班（市政情報課）、統括班（危機管理<b>防</b></p>	<p>3 警備活動</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>ア 防犯活動の実施 【広報班（市政情報課）、統括班（危機管理課）】</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案																																																																																																										
	【 <b>災課</b> 】																																																																																																											
P108	<p>コ 災害対策本部の構成及び所掌事務 【統括班（危機管理<b>防災課</b>）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構 成</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>所掌事務</td> <td>災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ①、② 略 ③ <b>避難準備情報</b>、避難勧告及び<b>避難指示</b>に関すること ④～⑨ 略</td> </tr> <tr> <td>庶 務</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	構 成	略	所掌事務	災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ①、② 略 ③ <b>避難準備情報</b> 、避難勧告及び <b>避難指示</b> に関すること ④～⑨ 略	庶 務	略	<p>コ 災害対策本部の構成及び所掌事務 【統括班（危機管理<b>課</b>）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構 成</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>所掌事務</td> <td>災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ①、② 略 ③ <b>避難準備・高齢者等避難開始</b>、避難勧告及び<b>避難指示（緊急）</b>に関すること ④～⑨ 略</td> </tr> <tr> <td>庶 務</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	構 成	略	所掌事務	災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ①、② 略 ③ <b>避難準備・高齢者等避難開始</b> 、避難勧告及び <b>避難指示（緊急）</b> に関すること ④～⑨ 略	庶 務	略																																																																																										
区 分	内 容																																																																																																											
構 成	略																																																																																																											
所掌事務	災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ①、② 略 ③ <b>避難準備情報</b> 、避難勧告及び <b>避難指示</b> に関すること ④～⑨ 略																																																																																																											
庶 務	略																																																																																																											
区 分	内 容																																																																																																											
構 成	略																																																																																																											
所掌事務	災害対策本部は、次の事項について基本方針を審議策定する。 ①、② 略 ③ <b>避難準備・高齢者等避難開始</b> 、避難勧告及び <b>避難指示（緊急）</b> に関すること ④～⑨ 略																																																																																																											
庶 務	略																																																																																																											
P110	<p>第5節 消防 第2 現 況</p> <p>○ 日高市消防団 団員数一覧（平成<b>27</b>年4月1日現在）（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計</th> <th>団本部</th> <th>第1分団</th> <th>第2分団</th> <th>第3分団</th> <th>第4分団</th> <th>第5分団</th> <th>第6分団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団員数</td> <td><b>161</b></td> <td>27</td> <td>21</td> <td>22</td> <td><b>23</b></td> <td>20</td> <td><b>25</b></td> <td><b>21</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 消防車両配置一覧（平成<b>27</b>年4月1日現在）（単位：台）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">飯能日高消防署</th> </tr> <tr> <th>総 数</th> <th>飯能日高消防署</th> <th>日高分署</th> <th>高萩分署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td><b>24</b></td> <td><b>17</b></td> <td><b>4</b></td> <td><b>3</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消 防 車</td> <td>消 防 ポ ン プ 車</td> <td><b>3</b></td> <td><b>1</b></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ車</td> <td><b>1</b></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水 槽 車</td> <td><b>1</b></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>は し ご 車</td> <td><b>1</b></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		計	団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	団員数	<b>161</b>	27	21	22	<b>23</b>	20	<b>25</b>	<b>21</b>	区 分	飯能日高消防署				総 数	飯能日高消防署	日高分署	高萩分署	総 数	<b>24</b>	<b>17</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	<b>3</b>	<b>1</b>	1	1	水槽付消防ポンプ車	<b>1</b>	1			水 槽 車	<b>1</b>	1			は し ご 車	<b>1</b>	1			<p>第5節 消防 第2 現 況</p> <p>○ 日高市消防団 団員数一覧（平成<b>30</b>年4月1日現在）（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計</th> <th>団本部</th> <th>第1分団</th> <th>第2分団</th> <th>第3分団</th> <th>第4分団</th> <th>第5分団</th> <th>第6分団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団員数</td> <td><b>161</b></td> <td>27</td> <td>21</td> <td>22</td> <td><b>25</b></td> <td>20</td> <td><b>24</b></td> <td><b>22</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 消防車両配置一覧（平成<b>30</b>年4月1日現在）（単位：台）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">飯能日高消防署</th> </tr> <tr> <th>総 数</th> <th>飯能日高消防署</th> <th>日高分署</th> <th>高萩分署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 数</td> <td><b>25</b></td> <td><b>17</b></td> <td><b>4</b></td> <td><b>4</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">消 防 車</td> <td>消 防 ポ ン プ 車</td> <td><b>4</b></td> <td><b>2</b></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ車</td> <td><b>1</b></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水 槽 車</td> <td><b>1</b></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>は し ご 車</td> <td><b>1</b></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		計	団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	団員数	<b>161</b>	27	21	22	<b>25</b>	20	<b>24</b>	<b>22</b>	区 分	飯能日高消防署				総 数	飯能日高消防署	日高分署	高萩分署	総 数	<b>25</b>	<b>17</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	<b>4</b>	<b>2</b>	1	1	水槽付消防ポンプ車	<b>1</b>	1			水 槽 車	<b>1</b>	1			は し ご 車	<b>1</b>	1		
	計	団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団																																																																																																				
団員数	<b>161</b>	27	21	22	<b>23</b>	20	<b>25</b>	<b>21</b>																																																																																																				
区 分	飯能日高消防署																																																																																																											
	総 数	飯能日高消防署	日高分署	高萩分署																																																																																																								
総 数	<b>24</b>	<b>17</b>	<b>4</b>	<b>3</b>																																																																																																								
消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	<b>3</b>	<b>1</b>	1	1																																																																																																							
	水槽付消防ポンプ車	<b>1</b>	1																																																																																																									
	水 槽 車	<b>1</b>	1																																																																																																									
	は し ご 車	<b>1</b>	1																																																																																																									
	計	団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団																																																																																																				
団員数	<b>161</b>	27	21	22	<b>25</b>	20	<b>24</b>	<b>22</b>																																																																																																				
区 分	飯能日高消防署																																																																																																											
	総 数	飯能日高消防署	日高分署	高萩分署																																																																																																								
総 数	<b>25</b>	<b>17</b>	<b>4</b>	<b>4</b>																																																																																																								
消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	<b>4</b>	<b>2</b>	1	1																																																																																																							
	水槽付消防ポンプ車	<b>1</b>	1																																																																																																									
	水 槽 車	<b>1</b>	1																																																																																																									
	は し ご 車	<b>1</b>	1																																																																																																									

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行						改訂（見直し）案						
		化学消防車	2	1	1			化学消防車	1		1		
		救助工作車	1	1				救助工作車	1	1			
		指揮車	1	1				指揮車	1	1			
		指令車	1	1				指令車	1	1			
		査察車	1	1				査察車	1	1			
		積載車	1	1				積載車	2	1		1	
		小計	13	10	2	1		抛点形成車	1	1			
	救急車	高規格救急車	4	2	1	1		小計	15	11	2	2	
		小計	4	2	1	1		救急車	高規格救急車	4	2	1	1
	その他の車両	連絡車	6	4	1	1		小計	4	2	1	1	
		マイクロバス	1	1				その他の車両	連絡車	5	3	1	1
		小計	7	5	1	1		マイクロバス	1	1			
								小計	6	4	1	1	
P118	第6節 情報収集・伝達体制の整備<予防・事前対策> 1 情報収集・伝達体制の整備 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 情報収集体制の整備 【危機管理防災課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】						第6節 情報収集・伝達体制の整備<予防・事前対策> 1 情報収集・伝達体制の整備 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 情報収集体制の整備 【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】						
P119	イ 情報伝達体制の整備 【危機管理防災課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】 ウ 防災行政無線等の整備 【危機管理防災課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政						イ 情報伝達体制の整備 【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】 ウ 防災行政無線等の整備 【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報						

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P120	<p>情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】</p> <p><u>エ CATVとの協力体制の確立</u></p> <p>【危機管理防災課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】</p> <p><u>オ アマチュア無線局との協力体制の確立</u></p> <p>【危機管理防災課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】</p> <p><u>カ 携帯電話による緊急速報メール等の活用</u></p> <p>【危機管理防災課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】</p>	<p>課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】</p> <p><u>エ CATVとの協力体制の確立</u></p> <p>【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】</p> <p><u>オ アマチュア無線局との協力体制の確立</u></p> <p>【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】</p> <p><u>カ 携帯電話による緊急速報メール等の活用</u></p> <p>【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】</p>
P121	<p><u>ク 情報通信施設の安全対策</u></p> <p>【危機管理防災課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】</p> <p><u>ケ 災害情報のための電話の指定</u></p> <p>【危機管理防災課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】</p>	<p><u>ク 情報通信施設の安全対策</u></p> <p>【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】</p> <p><u>ケ 災害情報のための電話の指定</u></p> <p>【危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、管財課（輸送班）、市政情報課（広報班）、税務課・収税課（調査班）、災害情報収集担当者】</p>
P119	<p><u>ウ 防災行政無線等の整備</u></p> <p>① 市防災行政無線の整備</p> <p>市防災行政無線（固定系・移動系無線）の保守・維持管理を行うとともに、必要な整備を図る。</p>	<p><u>ウ 防災行政無線等の整備</u></p> <p>① 市防災行政無線の整備</p> <p>市防災行政無線（固定系・移動系無線）の保守・維持管理を行うとともに、必要な整備を図る。<u>なお、固定系については、電波法の改正に伴い、現行の機器が平成34年12月1日以降使用できないことから、機器のデジタル化を進める。</u></p>
P122	<p>第6節 情報収集・伝達体制の整備&lt;応急対策&gt;</p> <p>1 災害情報の収集・伝達</p> <p>(1) 取組方針</p>	<p>第6節 情報収集・伝達体制の整備&lt;応急対策&gt;</p> <p>1 災害情報の収集・伝達</p> <p>(1) 取組方針</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
<p>P125</p> <p>P126</p> <p>P127</p> <p>P129</p> <p>P130</p> <p>P131</p> <p>P133</p>	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 情報収集・伝達体制 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）、消防局、防災関係機関】</p> <p>イ 被害情報等の収集伝達系統 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）、防災関係機関】</p> <p>ウ 災害情報の収集・伝達 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）】</p> <p>② 情報の報告</p> <p>統括班（危機管理<b>防災</b>課）は、地域防災活動拠点連絡員が総務部長に報告した情報に基づき、被害状況を県に報告する。ただし、県への報告ができない場合においては、消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。</p> <p>エ 災害通信計画 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）】</p> <p>2 広聴広報活動</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 災害広報資料の収集 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）、情報班（政策秘書課）】</p> <p>イ 住民への広報 【広報班（市政情報課）、統括班（危機管理<b>防災</b>課）、警察、消防局、消防団】</p> <p>オ 広聴活動 【広報班（市政情報課）、統括班（危機管理<b>防災</b>課）】</p> <p>第7節 医療救護等対策＜予防・事前対策＞</p> <p>1 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 初期医療体制の整備 【<b>健康支援課</b>（医療班）】</p>	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 情報収集・伝達体制 【統括班（危機管理課）、消防局、防災関係機関】</p> <p>イ 被害情報等の収集伝達系統 【統括班（危機管理課）、防災関係機関】</p> <p>ウ 災害情報の収集・伝達 【統括班（危機管理課）】</p> <p>② 情報の報告</p> <p>統括班（危機管理課）は、地域防災活動拠点連絡員が総務部長に報告した情報に基づき、被害状況を県に報告する。ただし、県への報告ができない場合においては、消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。</p> <p>エ 災害通信計画 【統括班（危機管理課）】</p> <p>2 広聴広報活動</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 災害広報資料の収集 【統括班（危機管理課）、情報班（政策秘書課）】</p> <p>イ 住民への広報 【広報班（市政情報課）、統括班（危機管理課）、警察、消防局、消防団】</p> <p>オ 広聴活動 【広報班（市政情報課）、統括班（危機管理課）】</p> <p>第7節 医療救護等対策＜予防・事前対策＞</p> <p>1 医療救護体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 初期医療体制の整備 【<b>危機管理課（総括班）、保健相談センタ</b> <b>ニ（医療班）</b>】</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P134	<p>イ 透析患者等への対応 【<u>健康支援課</u>（医療班）】</p> <p>ウ 後方医療機関 【<u>健康支援課</u>（医療班）】</p> <p>エ 医療保健応援体制の整備 【<u>健康支援課</u>（医療班）】</p>	<p>イ 透析患者等への対応 【<u>保健相談センター</u>（医療班）】</p> <p>ウ 後方医療機関 【<u>保健相談センター</u>（医療班）】</p> <p>エ 医療保健応援体制の整備 【<u>保健相談センター</u>（医療班）】</p>
P135	<p>2 防疫体制の整備</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>ア 防疫活動組織 【環境課（衛生班）、危機管理<u>防災</u>課（統括班）、<u>健康支援課</u>（医療班）、保健所、飯能地区医師会】</p> <p>イ 防疫用資機材の調達 【環境課（衛生班）、危機管理<u>防災</u>課（統括班）、<u>健康支援課</u>（医療班）、保健所、飯能地区医師会】</p>	<p>2 防疫体制の整備</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>ア 防疫活動組織 【環境課（衛生班）、危機管理課（統括班）、<u>保健相談センター</u>（医療班）、保健所、飯能地区医師会】</p> <p>イ 防疫用資機材の調達 【環境課（衛生班）、危機管理課（統括班）、<u>保健相談センター</u>（医療班）、保健所、飯能地区医師会】</p>
P137	<p>第7節 医療救護等対策＜応急対策＞</p> <p>1 初動医療体制</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>ウ 医療救護 【医療班（<u>健康支援課</u>）、飯能地区医師会】</p> <p>b 実施体制</p> <p>・飯能地区医師会災害対策本部は、災害状況の把握に努め、災害の規模、地域の実態に応じて出動方法を飯能地区医師会会員に指示する。</p> <p>・医療班（<u>健康支援課</u>）は、災害対策本部及び飯能地区医師会との連絡調整を行う。</p>	<p>第7節 医療救護等対策＜応急対策＞</p> <p>1 初動医療体制</p> <p>（1）取組方針</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>ウ 医療救護 【医療班（<u>保健相談センター</u>）、飯能地区医師会】</p> <p>b 実施体制</p> <p>・飯能地区医師会災害対策本部は、災害状況の把握に努め、災害の規模、地域の実態に応じて出動方法を飯能地区医師会会員に指示する。</p> <p>・医療班（<u>保健相談センター</u>）は、災害対策本部及び飯能地区医師会との連絡調整を行う。</p>
P138	<p>② 初期医療体制</p> <p>b 医療救護班の編成及び派遣</p> <p>医療班（<u>健康支援課</u>）は、飯能地区医師会に対して、医療救護班の編成及び医療救護所への派遣を要請する。</p> <p>飯能地区医師会は、緊急を要すると判断した場合は、市からの要請を</p>	<p>② 初期医療体制</p> <p>b 医療救護班の編成及び派遣</p> <p>医療班（<u>保健相談センター</u>）は、飯能地区医師会に対して、医療救護班の編成及び医療救護所への派遣を要請する。</p> <p>飯能地区医師会は、緊急を要すると判断した場合は、市からの要請を</p>



日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P139	<p>待たずに医療救護班を編制し派遣する。</p> <p>c 救護所の開設</p> <p>原則として、診療可能な医療機関は、傷病者の受入れ態勢を整え診療を実施するが、医療機関が被災した場合などにおいては、医療班（<u>健康支援課</u>）は、医療活動の拠点として、次の候補地に救護所を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高麗公民館</li> <li>・高麗川公民館</li> <li>・高萩公民館</li> </ul> <p>d 救護所に配置される医師等</p> <p>⑤ 医療救護資機材、医薬品の調達、供給</p> <p>医療班（<u>健康支援課</u>）は、医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等については、飯能地区医師会の協力を得て確保する。地区内で調達できない場合は、周辺市町村、県及び業者に対し供給を要請する。</p>	<p>待たずに医療救護班を編制し派遣する。</p> <p>c 救護所の開設</p> <p>原則として、診療可能な医療機関は、傷病者の受入れ態勢を整え診療を実施するが、医療機関が被災した場合などにおいては、医療班（<u>保健相談センター</u>）は、医療活動の拠点として、次の候補地に救護所を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高麗公民館</li> <li>・高麗川公民館</li> <li>・高萩公民館</li> </ul> <p>d 救護所に配置される医師等</p> <p>⑤ 医療救護資機材、医薬品の調達、供給</p> <p>医療班（<u>保健相談センター</u>）は、医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等については、飯能地区医師会の協力を得て確保する。地区内で調達できない場合は、周辺市町村、県及び業者に対し供給を要請する。</p>
P140	<p>第7節 医療救護等対策＜復旧対策＞</p> <p>1 防疫活動</p> <p>（1）取組方針</p> <p>衛生班（環境課）及び医療班（<u>健康支援課</u>）は、保健所長の指導に基づき、家屋や畜舎の消毒及び昆虫駆除等を実施する。</p> <p>また、防疫消毒資材及び予防接種資材等が不足する場合には、県にあつせんを要請する。</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>ア 防疫活動の実施 【衛生班（環境課）、医療班（<u>健康支援課</u>）】</p> <p>イ 予防接種 【衛生班（環境課）、医療班（<u>健康支援課</u>）】</p>	<p>第7節 医療救護等対策＜復旧対策＞</p> <p>1 防疫活動</p> <p>（1）取組方針</p> <p>衛生班（環境課）及び医療班（<u>保健相談センター</u>）は、保健所長の指導に基づき、家屋や畜舎の消毒及び昆虫駆除等を実施する。</p> <p>また、防疫消毒資材及び予防接種資材等が不足する場合には、県にあつせんを要請する。</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>ア 防疫活動の実施 【衛生班（環境課）、医療班（<u>保健相談センター</u>）】</p> <p>イ 予防接種 【衛生班（環境課）、医療班（<u>保健相談センター</u>）】</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P143	第8節 帰宅困難者対策 第1 基本方針 第2 現況 ○ 現状の取組 <u>追加</u>	第8節 帰宅困難者対策 第1 基本方針 第2 現況 ○ 現状の取組 <u>・日高市食品衛生協力会との協定</u> <u>災害時等に避難者や帰宅困難者が発生した場合に、会員店舗から下記の支援活動に協力する協定を締結している。</u> ・帰宅困難者の一時的避難場所の提供 ・軽食等の提供（おにぎり等の軽食、湯茶など） ・トイレの使用 など
P144 P145	第8節 帰宅困難者対策＜予防・事前対策＞ 1 帰宅困難者支援体制の整備 （2）具体的な取組内容 ア 帰宅困難者対策の普及啓発 【危機管理 <u>防災</u> 課（統括班）、市政情報課（広報班）、交通政策課（情報班）】 イ 一時滞在施設・一時待機所の確保 【交通政策課（情報班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・（避難班）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】	第8節 帰宅困難者対策＜予防・事前対策＞ 1 帰宅困難者支援体制の整備 （2）具体的な取組内容 ア 帰宅困難者対策の普及啓発 【危機管理課（統括班）、市政情報課（広報班）、交通政策課（情報班）】 イ 一時滞在施設・一時待機所の確保 【交通政策課（情報班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・ <u>長寿いきがい課・健康支援課</u> （避難班）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】
P146	第8節 帰宅困難者対策＜応急対策＞ 1 帰宅困難者への情報提供 （1）取組方針 （2）具体的な取組内容 ア 帰宅困難者への情報提供 【情報班（交通政策課）、広報班（市政情報課）、避難班（福祉政策課・	第8節 帰宅困難者対策＜応急対策＞ 1 帰宅困難者への情報提供 （1）取組方針 （2）具体的な取組内容 ア 帰宅困難者への情報提供 【情報班（交通政策課）、広報班（市政情報課）、避難班（福祉政策課・

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P147	<p>社会福祉課・子育て応援課）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社】</p> <p>① 市 広報班（市政情報課）及び避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）は、県や防災関係機関等の協力を得て、被害状況及び交通情報等を収集し、自宅及び避難所において、帰宅できない家族を待っている市民等に対し、被害状況等を掲示等の方法により広報する。</p> <p>② 鉄道関係 略</p> <p>③ 東日本電信電話株式会社 略</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>ア 駅周辺等における一時滞在施設・一時待機所の開設 【情報班（交通政策課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】</p> <p>イ 一時滞在施設への誘導 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）】</p> <p>ウ 一時滞在施設・一時待機所の運営 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】</p>	<p>社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社】</p> <p>① 市 広報班（市政情報課）及び避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>）は、県や防災関係機関等の協力を得て、被害状況及び交通情報等を収集し、自宅及び避難所において、帰宅できない家族を待っている市民等に対し、被害状況等を掲示等の方法により広報する。</p> <p>② 鉄道関係 略</p> <p>③ 東日本電信電話株式会社 略</p> <p>（2）具体的な取組内容</p> <p>ア 駅周辺等における一時滞在施設・一時待機所の開設 【情報班（交通政策課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】</p> <p>イ 一時滞在施設への誘導 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>）】</p> <p>ウ 一時滞在施設・一時待機所の運営 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>）、東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社・八王子支社、西武鉄道株式会社】</p>
P148	<p>第8節 帰宅困難者対策＜復旧対策＞</p> <p>1 帰宅支援</p> <p>（2）具体的な取組内容</p>	<p>第8節 帰宅困難者対策＜復旧対策＞</p> <p>1 帰宅支援</p> <p>（2）具体的な取組内容</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
	<p><b>ア 帰宅活動への支援</b> 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）】</p> <p>県及び防災関係機関では、以下の対策を実施している。</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）は、避難所等において帰宅困難者のために水・食糧等の配布を行う。</p> <p><b>イ 帰宅途上における一時滞在施設の確保</b> 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）】</p>	<p><b>ア 帰宅活動への支援</b> 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課</b>・<b>健康支援課</b>）】</p> <p>県及び防災関係機関では、以下の対策を実施している。</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課</b>・<b>健康支援課</b>）は、避難所等において帰宅困難者のために水・食糧等の配布を行う。</p> <p><b>イ 帰宅途上における一時滞在施設の確保</b> 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課</b>・<b>健康支援課</b>）】</p>
P150	<p>第9節 避難対策＜予防・事前対策＞</p> <p>1 避難体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>ア 避難計画の策定</b></p> <p>【危機管理<b>防災</b>課（統括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】</p>	<p>第9節 避難対策＜予防・事前対策＞</p> <p>1 避難体制の整備</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>ア 避難計画の策定</b></p> <p>【危機管理課（統括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課</b>・<b>健康支援課</b>（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】</p>
P151	<p><b>イ 指定緊急避難場所・指定避難所の選定と確保</b></p> <p>【危機管理<b>防災</b>課（統括班）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】</p>	<p><b>イ 指定緊急避難場所・指定避難所の選定と確保</b></p> <p>【危機管理課（統括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課</b>・<b>健康支援課</b>（避難班）、教育総務課（学校開放班）、学校教育課（文教班）、学校】</p>
P153	<p>④ 福祉避難所の指定</p> <p>多数の被災者が避難する避難所では、高齢者や障がい者などの特別の配慮や援助を必要とする要配慮者（以下「要配慮者」という。）は、生活スペースの確保や救援物資の受け取り等においても困難な状況におかれやすい。このため、要配慮者のための専用の避難所として位置付け、社</p>	<p>④ 福祉避難所の指定</p> <p>多数の被災者が避難する避難所では、高齢者や障がい者などの特別の配慮や援助を必要とする要配慮者（以下「要配慮者」という。）は、生活スペースの確保や救援物資の受け取り等においても困難な状況におかれやすい。このため、要配慮者のための専用の避難所として位置付け、社</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案																		
	会福祉施設などを活用し指定する。 <u>追加</u>	会福祉施設などを活用し指定する。 <u>なお、福祉避難所の所在等は資料編のとおりである。</u>																		
P154	<p>第9節 避難対策&lt;応急対策&gt;</p> <p>1 避難の実施</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 避難の勧告又は指示の実施 【統括班（危機管理<u>防災</u>課）、警察、自衛隊、県】</p> <p>イ 避難の勧告又は指示の周知 【統括班（危機管理<u>防災</u>課）】</p> <p>【避難勧告と避難指示】</p> <table border="1" data-bbox="387 711 1162 1129"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">拘束力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td style="text-align: center;">弱</td> <td>居住者に立ち退きを勧め促すものです。 (避難を強制するものではありません)</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td style="text-align: center;">強</td> <td>被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「勧告」より拘束力が強くなりますが、指示に従わなかった方に対して、直接強制までは行われません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 警戒区域の設定 【統括班（危機管理<u>防災</u>課）、警察、消防局、消防団】</p>	種別	拘束力		避難勧告	弱	居住者に立ち退きを勧め促すものです。 (避難を強制するものではありません)	避難指示	強	被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「勧告」より拘束力が強くなりますが、指示に従わなかった方に対して、直接強制までは行われません。	<p>第9節 避難対策&lt;応急対策&gt;</p> <p>1 避難の実施</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 避難の勧告又は指示の実施 【統括班（危機管理課）、警察、自衛隊、県】</p> <p>イ 避難の勧告又は指示の周知 【統括班（危機管理課）】</p> <p>【避難勧告と避難指示 <u>(緊急)</u>】</p> <table border="1" data-bbox="1265 711 2040 1129"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">拘束力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難勧告</td> <td style="text-align: center;">弱</td> <td>居住者に立ち退きを勧め促すものです。 (避難を強制するものではありません)</td> </tr> <tr> <td>避難指示 <u>(緊急)</u></td> <td style="text-align: center;">強</td> <td>被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「勧告」より拘束力が強くなりますが、指示に従わなかった方に対して、直接強制までは行われません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 警戒区域の設定 【統括班（危機管理課）、警察、消防局、消防団】</p>	種別	拘束力		避難勧告	弱	居住者に立ち退きを勧め促すものです。 (避難を強制するものではありません)	避難指示 <u>(緊急)</u>	強	被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「勧告」より拘束力が強くなりますが、指示に従わなかった方に対して、直接強制までは行われません。
種別	拘束力																			
避難勧告	弱	居住者に立ち退きを勧め促すものです。 (避難を強制するものではありません)																		
避難指示	強	被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「勧告」より拘束力が強くなりますが、指示に従わなかった方に対して、直接強制までは行われません。																		
種別	拘束力																			
避難勧告	弱	居住者に立ち退きを勧め促すものです。 (避難を強制するものではありません)																		
避難指示 <u>(緊急)</u>	強	被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「勧告」より拘束力が強くなりますが、指示に従わなかった方に対して、直接強制までは行われません。																		
P157	<p>エ 避難誘導 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、自主防災組織等】</p> <p>① 避難誘導の方法</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）は、次の事項に留</p>	<p>エ 避難誘導 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）、自主防災組織等】</p> <p>① 避難誘導の方法</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・</u></p>																		

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
	意して避難誘導を行う。	<u>健康支援課</u> ）は、次の事項に留意して避難誘導を行う。
P158	2 避難所の開設・運営 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 避難所の開設 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】	2 避難所の開設・運営 (1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 ア 避難所の開設 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・ <u>長寿いきがい課</u> ・ <u>健康支援課</u> ）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】
P158	ア 避難所の開設 ② <u>避難所運営計画の策定</u> 市では、 <u>避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう、特に以下の点に留意する。</u> a <u>夜間、休日等における避難所の開錠手順</u> b <u>避難所単位での物資・資機材の備蓄</u> c <u>避難所の管理・運営体制</u> d <u>災害対策本部との情報連絡体制</u> e <u>避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市町村職員の役割分担</u> f <u>生活再建の支援体制</u> ③ 開設の方法 ④ 開設の公示、誘導及び保護 ⑤ 県への報告 市長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。	ア 避難所の開設 削除 ② 開設の方法 ③ 開設の公示、誘導及び保護 ④ 県への報告 市長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を <u>災害オペレーションシステム等により</u> 知事に報告しなければならない。
P159	イ 避難所の管理運営 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、自主防災組織、区・自	イ 避難所の管理運営 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・ <u>長寿いきがい課</u> ・ <u>健康支援課</u> ）、地域防災活動拠点班（生涯学

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
	<p><b>治会】</b> 市は、避難所を開設した際は、地域防災活動拠点に連絡員を配置するとともに、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）の職員を派遣し、自主防災組織や自治会等の協力を得て、避難所の運営を行う。運営にあたっては、次の事項に留意し適切な運営を行う。</p>	<p><b>習課）、自主防災組織、区・自治会】</b> 市は、避難所を開設した際は、地域防災活動拠点に連絡員を配置するとともに、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）の職員を派遣し、自主防災組織や自治会等の協力を得て、避難所の運営を行う。運営にあたっては、次の事項に留意し適切な運営を行う。</p>
P159	<p>④ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。 また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や「<u>災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定</u>」及び「<u>災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書</u>」（資料編参照）に基づく福祉施設への入所や、福祉避難所への収容、ホームヘルパー派遣等の必要な措置をとる。</p>	<p>④ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。 また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉避難所（<u>資料編参照</u>）への収容、ホームヘルパー派遣等の必要な措置をとる。</p>
P159	<p><u>追加</u></p>	<p><u>ウ 避難所外避難者対策</u> <u>【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・健康支援課）、広報班（市政情報課）、地域防災活動拠点（生涯学習課）、医療班（保健相談センター）、自主防災組織・区・自治会】</u> 市は、<u>自宅が倒壊・焼失せずに無事であり、在宅避難している市民や、止むを得ず車中に避難している市民に対して、避難所を中心とし、食糧や救援物資の配給や情報提供等、避難所滞在者に準じた支援を行う。また、在宅避難者に対してこのような支援を実施していることを防災行政無線や広報車を用いて周知するとともに、自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者の把握に努める。</u> <u>避難所等に避難している市民に対しても、自宅が倒壊・焼失せずに最</u></p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
		<p><u>低限の生活ができる場合は、可能な限り自宅での避難生活を呼びかける。</u>  <u>なお、在宅避難は、応急危険度判定が実施されている建物を対象とする</u>  <u>ことを原則とする。</u></p> <p><u>特に車中泊避難者については、医師や保健師などが定期的に巡回する</u>  <u>など、エコノミー症候群の予防に努める。</u></p>
P161	<p>第10節 災害時の要配慮者対策＜予防・事前対策＞</p> <p>1 避難行動要支援者の安全対策</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 全体計画の策定 【危機管理<u>防災</u>課（統括班）】</p> <p>イ 避難支援等関係者となる者 【危機管理<u>防災</u>課（統括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）】</p> <p>ウ 要配慮者の把握 【危機管理<u>防災</u>課（統括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）】</p>	<p>第10節 災害時の要配慮者対策＜予防・事前対策＞</p> <p>1 避難行動要支援者の安全対策</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 全体計画の策定 【危機管理課（統括班）】</p> <p>イ 避難支援等関係者となる者 【危機管理課（統括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）】</p> <p>ウ 要配慮者の把握 【危機管理課（統括班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>（避難班）】</p>
P162	<p>エ 避難行動要支援者の範囲の設定 【危機管理<u>防災</u>課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、施設管理者】</p> <p>オ 避難行動要支援者名簿の作成 【総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、施設管理者】</p> <p>カ 避難行動要支援者名簿の更新 【総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、施設管理者】</p> <p>キ 避難行動要支援者名簿の活用 【危機管理<u>防災</u>課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、施設管理者】</p>	<p>エ 避難行動要支援者の範囲の設定 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>（避難班）、施設管理者】</p> <p>オ 避難行動要支援者名簿の作成 【<u>危機管理課（総括班）</u>、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>（避難班）、施設管理者】</p> <p>カ 避難行動要支援者名簿の更新 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>（避難班）、施設管理者】</p> <p>キ 避難行動要支援者名簿の活用 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・</p>



日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P163	<p>設管理者】</p> <p>ク 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 【危機管理防災課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、施設管理者】</p> <p>ケ 避難支援等関係者の安全確保の措置 【危機管理防災課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、施設管理者】</p> <p>コ 避難行動要支援者名簿情報の適正管理 【危機管理防災課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、施設管理者】</p> <p>サ 個別計画の策定 【危機管理防災課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、施設管理者】</p>	<p><b>健康支援課</b>（避難班）、施設管理者】</p> <p>ク 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課</b>・<b>健康支援課</b>（避難班）、施設管理者】</p> <p>ケ 避難支援等関係者の安全確保の措置 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課</b>・<b>健康支援課</b>（避難班）、施設管理者】</p> <p>コ 避難行動要支援者名簿情報の適正管理 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課</b>・<b>健康支援課</b>（避難班）、施設管理者】</p> <p>サ 個別計画の策定 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課</b>・<b>健康支援課</b>（避難班）、施設管理者】</p>
P164	<p>シ 防災訓練の実施 【危機管理防災課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、施設管理者】</p> <p>2 要配慮者全般の安全対策 （1）取組方針 （2）具体的な取組内容</p> <p>ア 要配慮者の安全確保 【危機管理防災課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、施設管理者】</p>	<p>シ 防災訓練の実施 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課</b>・<b>健康支援課</b>（避難班）、施設管理者】</p> <p>2 要配慮者全般の安全対策 （1）取組方針 （2）具体的な取組内容</p> <p>ア 要配慮者の安全確保 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課</b>・<b>健康支援課</b>（避難班）、施設管理者】</p>
P165	<p>イ 外国人への支援 【危機管理防災課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、施設管理者】</p>	<p>イ 外国人への支援 【危機管理課（総括班）、総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課</b>・<b>健康支援課</b>（避難班）、施設管理者】</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P166	<p>3 社会福祉施設入所者等の安全対策</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 社会福祉施設入所者等の安全確保</p> <p>【総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課（避難班）、社会福祉施設】</p>	<p>（避難班）、施設管理者】</p> <p>3 社会福祉施設入所者等の安全対策</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 社会福祉施設入所者等の安全確保</p> <p>【総務課（総務班）、福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>（避難班）、社会福祉施設】</p>
P162	<p>エ 避難行動要支援者の範囲の設定</p> <p>災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿の対象者とは、在宅の人で、次のいずれかに該当する人のうち、支援を必要とする人とする。</p> <p>① 介護保険で要介護認定を受けている人</p> <p>② 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級又は2級の人（内部障がいのみの方は除く。）</p> <p>③ 療育手帳（知的障がい）の交付を受けており、障がいの程度がA又はAの人</p> <p>④ 精神保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の人</p> <p>⑤ 難病患者で市の生活支援を受けている人</p> <p>⑥ 前各号に掲げる人のほか、地域の支援が必要な人</p>	<p>エ 避難行動要支援者の範囲の設定</p> <p>災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿の対象者とは、在宅の人で、次のいずれかに該当する人のうち、支援を必要とする人とする。</p> <p>① 介護保険で要介護認定を受けている人</p> <p>② 身体障がい者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級又は2級の人（内部障がいのみの方は除く。）</p> <p>③ 療育手帳（知的障がい）の交付を受けており、障がいの程度がA又はAの人</p> <p>④ 精神保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の人</p> <p>⑤ 難病患者で市の生活支援を受けている人</p> <p>⑥ <u>75歳以上の方のみで構成される世帯の人</u></p> <p>⑦ 前各号に掲げる人のほか、地域の支援が必要な人</p>
P168	<p>第10節 災害時の要配慮者対策&lt;応急対策&gt;</p> <p>1 避難行動要支援者等の避難支援</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 避難のための情報伝達 【総括班（危機管理防災課）、総務班（総務課）】</p>	<p>第10節 災害時の要配慮者対策&lt;応急対策&gt;</p> <p>1 避難行動要支援者等の避難支援</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 避難のための情報伝達 【総括班（危機管理課）、総務班（総務課）、</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P169	<p>務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、施設管理者】</p> <p><b>イ 避難行動要支援者の避難支援</b> 【総括班（危機管理<b>防災</b>課）、総務班（総務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、施設管理者】</p> <p><b>ウ 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動</b> 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、消防団】</p> <p><b>エ 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保</b> 【総括班（危機管理<b>防災</b>課）、総務班（総務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、施設管理者】</p> <p><b>オ 受入先の確保及び移送</b> 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、消防団】</p> <p>市及び消防団は、避難所において要配慮者の受入れが困難であると判断した場合には、<u>「災害時における社会福祉施設への要援護者等の受入れに関する協定」</u>及び<u>「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」</u>（資料編参照）を締結している施設又は他の医療施設・社会福祉施設等の福祉避難所に搬送する。</p> <p>2 避難生活における要配慮者支援</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>ア 生活物資の供給</b> 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、物資調達班（市民課・産業振興課）】</p> <p><b>イ 避難所における要配慮者への配慮</b></p>	<p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>）、施設管理者】</p> <p><b>イ 避難行動要支援者の避難支援</b> 【総括班（危機管理課）、総務班（総務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>）、施設管理者】</p> <p><b>ウ 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動</b> 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>）、消防団】</p> <p><b>エ 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保</b> 【総括班（危機管理課）、総務班（総務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>）、施設管理者】</p> <p><b>オ 受入先の確保及び移送</b> 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>）、消防団】</p> <p>市及び消防団は、避難所において要配慮者の受入れが困難であると判断した場合には、福祉避難所に搬送する。<u>なお、搬送については、原則として要配慮者の家族等が行うものとする。</u></p> <p>2 避難生活における要配慮者支援</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>ア 生活物資の供給</b> 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>）、物資調達班（市民課・産業振興課）】</p> <p><b>イ 避難所における要配慮者への配慮</b></p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P170	<p>【総務班（総務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・）】</p> <p>ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援</p> <p>【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、医療班（<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）】</p> <p>① 情報提供</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供する。</p> <p>② 相談の実施</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）及び医療班（<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）は、飯能地区医師会及び保健所等と協力し、職員、福祉関係者、医師及びソーシャルワーカー等を避難所等に派遣し、要配慮者の総合的な相談に応じる。</p> <p>③ 巡回サービスの実施</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）及び医療班（<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などの協力を得て、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。</p> <p>エ 応急仮設住宅提供に係る配慮</p> <p>【総務班（総務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）】</p>	<p>【総務班（総務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）】</p> <p>ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援</p> <p>【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）、医療班（<u>保健相談センター</u>）】</p> <p>① 情報提供</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供する。</p> <p>② 相談の実施</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）及び医療班（<u>保健相談センター</u>）は、飯能地区医師会及び保健所等と協力し、職員、福祉関係者、医師及びソーシャルワーカー等を避難所等に派遣し、要配慮者の総合的な相談に応じる。</p> <p>③ 巡回サービスの実施</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）及び医療班（<u>保健相談センター</u>）は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などの協力を得て、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。</p> <p>エ 応急仮設住宅提供に係る配慮</p> <p>【総務班（総務課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）】</p>
P171	3 社会福祉施設入所者等の安全確保	3 社会福祉施設入所者等の安全確保

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
	<p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>ア 社会福祉施設等入所者の安全確保</b></p> <p>【施設管理者、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、上水道班（水道課）、下水道班（下水道課）、ライフライン事業者】</p> <p>② 避難誘導の実施</p> <p>施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）及び県は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。</p> <p>③ 受入先の確保及び移送</p> <p>施設管理者は、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）及び県は、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。</p> <p>⑥ 巡回サービスの実施</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）は、県、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回を実施し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、必要に応じた援助を行う。</p>	<p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>ア 社会福祉施設等入所者の安全確保</b></p> <p>【施設管理者、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）、上水道班（水道課）、下水道班（下水道課）、ライフライン事業者】</p> <p>② 避難誘導の実施</p> <p>施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）及び県は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。</p> <p>③ 受入先の確保及び移送</p> <p>施設管理者は、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先を確保し、移送を行う。</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）及び県は、医療施設及び他の社会福祉施設等の受入先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。</p> <p>⑥ 巡回サービスの実施</p> <p>避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）は、県、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回を実施し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、必要に応じた援助を行う。</p>
P175	第 11 節 物資供給・輸送対策＜予防・事前対策＞	第 11 節 物資供給・輸送対策＜予防・事前対策＞

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P176	<p>1 飲料水・食糧・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備</p> <p><u>イ 食糧の供給体制の整備</u> 【危機管理<u>防災</u>課（統括班）、市民課・産業振興課（物資調達班）、水道課（上水道班）】</p> <p><u>ウ 生活必需品の供給体制の整備</u> 【危機管理<u>防災</u>課（統括班）、市民課・産業振興課（物資調達班）、水道課（上水道班）】</p> <p><u>エ 防災用資機材の備蓄</u> 【危機管理<u>防災</u>課（統括班）】</p> <p><u>オ 迅速な物資供給</u> 【危機管理<u>防災</u>課（統括班）】</p> <p>2 緊急輸送体制の整備</p> <p><u>ア 集積拠点の確保</u> 【危機管理<u>防災</u>課（統括班）、管財課（輸送班）、市民課・産業振興課（物資調達班）、水道課（上水道班）】</p>	<p>1 飲料水・食糧・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備</p> <p><u>イ 食糧の供給体制の整備</u> 【危機管理課（統括班）、市民課・産業振興課（物資調達班）、水道課（上水道班）】</p> <p><u>ウ 生活必需品の供給体制の整備</u> 【危機管理課（統括班）、市民課・産業振興課（物資調達班）、水道課（上水道班）】</p> <p><u>エ 防災用資機材の備蓄</u> 【危機管理課（統括班）】</p> <p><u>オ 迅速な物資供給</u> 【危機管理課（統括班）】</p> <p>2 緊急輸送体制の整備</p> <p><u>ア 集積拠点の確保</u> 【危機管理課（統括班）、管財課（輸送班）、市民課・産業振興課（物資調達班）、水道課（上水道班）】</p>
P176	<p><u>追加</u></p>	<p><u>カ 生活用水の供給体制の確立</u> 【危機管理課（統括班）】</p> <p><u>市は、災害時に生活用水として市民に提供するために、市内において井戸を保有する企業などと協定を締結し、生活用水の供給体制を整備する。</u></p>
P179	<p>第11節 物資供給・輸送対策&lt;応急対策&gt;</p> <p><u>イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保</u> 【統括班（危機管理<u>防災</u>課）、輸送班（管財課）、物資調達班（市民課・産業振興課）、上水道班（水道課）】</p> <p><u>ウ 物資（食糧、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給</u> 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、給食班（学校給食センター）、物資調達班（市民課・産業振興課）、輸送班（管財課）】</p>	<p>第11節 物資供給・輸送対策&lt;応急対策&gt;</p> <p><u>イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保</u> 【統括班（危機管理課）、輸送班（管財課）、物資調達班（市民課・産業振興課）、上水道班（水道課）】</p> <p><u>ウ 物資（食糧、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給</u> 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課</u>・<u>健康支援課</u>）、給食班（学校給食センター）、物資調達班（市民課・産業振興課）、輸送班（管財課）】</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P180	<p>① 食糧供給の方針</p> <p>a 避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）は、被災直後から炊出し給食が実施できるまでの間は、備蓄している食糧を被災者等に配給する。</p> <p>b 給食班（学校給食センター）は、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）と協力し、炊出し給食を実施する。</p> <p>② 米穀の供給要請</p> <p>b 物資調達班（市民課・産業振興課）は、交通、通信の途絶等で被災地が孤立し、災害救助法が発動され、応急食糧が必要と認められる場合にあっては、予め知事から指示される範囲内で農林水産省政策統括官に<u>対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付総合食料局長通知）</u>に基づき、応急用米穀の緊急引渡しを要請する。</p>	<p>① 食糧供給の方針</p> <p>a 避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）は、被災直後から炊出し給食が実施できるまでの間は、備蓄している食糧を被災者等に配給する。</p> <p>b 給食班（学校給食センター）は、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）と協力し、炊出し給食を実施する。</p> <p>② 米穀の供給要請</p> <p>b 物資調達班（市民課・産業振興課）は、交通、通信の途絶等で被災地が孤立し、災害救助法が発動され、応急食糧が必要と認められる場合にあっては、予め知事から指示される範囲内で農林水産省政策統括官<u>又は、関東農政局に</u>対し、「<u>災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて</u>」（平成 29 年 4 月 13 日付政策統括官付貿易業務課長通知）に基づき、応急用米穀の緊急引渡しを要請する。</p>
P181	<p>⑤ 生活必需品等の供給</p> <p>b 生活必需品の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品の調達</li> </ul> <p>毛布については、市の備蓄品から供給するが、その他の品目については、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）が避難者の要望等を調査及び把握し、物資調達班（市民課・産業振興課）が協定（資料編参照）に基づく調達及び市内等の販売業者又は製造業者等から調達する。</p> <p>c 生活必需品給与の方法</p> <p>前段 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）は、輸送された生</li> </ul>	<p>⑤ 生活必需品等の供給</p> <p>b 生活必需品の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品の調達</li> </ul> <p>毛布については、市の備蓄品から供給するが、その他の品目については、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・健康支援課</u>）が避難者の要望等を調査及び把握し、物資調達班（市民課・産業振興課）が協定（資料編参照）に基づく調達及び市内等の販売業者又は製造業者等から調達する。</p> <p>c 生活必需品給与の方法</p> <p>前段 略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<u>長寿いきがい課・</u></li> </ul>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案						
	<p>活必需品について、自主防災組織等の協力を得て、混乱が起きないように被災者等に供給する。</p> <p>エ 医療救護資機材、医薬品の調達、供給 【医療班（<u>健康支援課</u>）】</p>	<p><u>健康支援課</u>）は、輸送された生活必需品について、自主防災組織等の協力を得て、混乱が起きないように被災者等に供給する。</p> <p>エ 医療救護資機材、医薬品の調達、供給 【医療班（<u>保健相談センター</u>）】</p>						
P181	<u>追加</u>	<p><u>オ 生活用水の供給</u> 【<u>下水道班（下水道課）</u>】</p> <p><u>震災に伴い、水道管の復旧に相当の期間がかかる場合は、市内に井戸を保有する企業などの協力を得て、生活用水を供給する。</u></p>						
P183	<p>イ 航空輸送等 【統括班（危機管理<u>防災課</u>）、建築班（都市計画課）、文教班（学校教育課）、物資調達班（産業振興課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】</p> <p>① 出場要請</p> <p>緊急を要する場合においては、統括班（危機管理<u>防災課</u>）は、県知事に対し、県防災ヘリコプターの出場を要請する。また、県知事に対し、自衛隊ヘリコプターの出場を要請する。</p>	<p>イ 航空輸送等 【統括班（危機管理課）、建築班（都市計画課）、文教班（学校教育課）、物資調達班（産業振興課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】</p> <p>① 出場要請</p> <p>緊急を要する場合においては、統括班（危機管理課）は、県知事に対し、県防災ヘリコプターの出場を要請する。また、県知事に対し、自衛隊ヘリコプターの出場を要請する。</p>						
P186	<p>第12節 相互応援</p> <p>【協定】</p> <p><u>追加</u></p>	<p>第12節 相互応援</p> <p>【協定】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締結日</th> <th>協定名</th> <th>締結先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>H29.3.7</u></td> <td><u>大規模災害時における相互応援に関する協定書</u></td> <td><u>所沢市・飯能市・狭山市・入間市</u></td> </tr> </tbody> </table>	締結日	協定名	締結先	<u>H29.3.7</u>	<u>大規模災害時における相互応援に関する協定書</u>	<u>所沢市・飯能市・狭山市・入間市</u>
締結日	協定名	締結先						
<u>H29.3.7</u>	<u>大規模災害時における相互応援に関する協定書</u>	<u>所沢市・飯能市・狭山市・入間市</u>						
P187	<p>第12節 相互応援 &lt;予防・事前対策&gt;</p> <p>ア 専門的技術職員による相互応援体制の整備 【危機管理<u>防災課</u>（統括班）】</p> <p>イ 国の応援受入体制の整備 【危機管理<u>防災課</u>（統括班）】</p>	<p>第12節 相互応援 &lt;予防・事前対策&gt;</p> <p>ア 専門的技術職員による相互応援体制の整備 【危機管理課（統括班）】</p> <p>イ 国の応援受入体制の整備 【危機管理課（統括班）】</p>						
P188	<p>ウ 公共的団体からの応援受入体制の整備 【危機管理<u>防災課</u>（統括班）】</p>	<p>ウ 公共的団体からの応援受入体制の整備 【危機管理課（統括班）】</p>						



日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
	括班)】	班)】
P189	<p>第 12 節 相互応援 &lt;応急対策&gt;</p> <p><b>ア 他市町村への応援要請</b> 【統括班（危機管理<b>防災課</b>）】</p> <p>① 災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援要請</p> <p>市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、他市町村に対して応援を求めることができる。応援要請は、統括班（危機管理<b>防災課</b>）が行う。</p> <p>② 相互応援協定に基づく応援要請</p> <p>市は、大規模な災害の発生に備え、他市町村と相互応援に関する協定を締結している。災害が発生した際には、協定書で定められた手続き等により、統括班（危機管理<b>防災課</b>）が応援を要請する。</p> <p><b>イ 県への応援要請</b> 【統括班（危機管理<b>防災課</b>）】</p> <p>市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。</p> <p>この要請は、統括班（危機管理<b>防災課</b>）が行う。</p> <p>要請は文書をもって行うが、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。</p>	<p>第 12 節 相互応援 &lt;応急対策&gt;</p> <p><b>ア 他市町村への応援要請</b> 【統括班（危機管理課）】</p> <p>① 災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援要請</p> <p>市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、他市町村に対して応援を求めることができる。応援要請は、統括班（危機管理課）が行う。</p> <p>② 相互応援協定に基づく応援要請</p> <p>市は、大規模な災害の発生に備え、他市町村と相互応援に関する協定を締結している。災害が発生した際には、協定書で定められた手続き等により、統括班（危機管理課）が応援を要請する。</p> <p><b>イ 県への応援要請</b> 【統括班（危機管理課）】</p> <p>市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。</p> <p>この要請は、統括班（危機管理課）が行う。</p> <p>要請は文書をもって行うが、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。</p>
P190	<p><b>ウ 指定地方行政機関等に対する応援要請</b> 【統括班（危機管理<b>防災課</b>）】</p> <p>市長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、特定地方行政機関等に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって職員の派遣を要請する。</p> <p>また、災害対策基本法第 30 条の規定に基づき、知事に対し特定地方行政機関の職員派遣について、あっせんを求める。</p>	<p><b>ウ 指定地方行政機関等に対する応援要請</b> 【統括班（危機管理課）】</p> <p>市長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、災害対策基本法第 29 条の規定に基づき、特定地方行政機関等に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって職員の派遣を要請する。</p> <p>また、災害対策基本法第 30 条の規定に基づき、知事に対し特定地方行政機関の職員派遣について、あっせんを求める。</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
	<p>これらの要請は、統括班（危機管理<b>防災課</b>）が行う。要請は、文書をもって行うが緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。</p>	<p>これらの要請は、統括班（危機管理課）が行う。要請は、文書をもって行うが緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。</p>
P191	<p>第12節 相互応援 ＜応急対策＞ 2 応援の受入れ （1）取組方針 （2）具体的な取組内容 <b>ア 応援受入れ体制の整備</b> 【統括班（危機管理<b>防災課</b>）】 3 自衛隊災害派遣 （1）取組方針 （2）具体的な取組内容 <b>ア 派遣要請の範囲</b> 【統括班（危機管理<b>防災課</b>）】</p>	<p>第12節 相互応援 ＜応急対策＞ 2 応援の受入れ （1）取組方針 （2）具体的な取組内容 <b>ア 応援受入れ体制の整備</b> 【統括班（危機管理課）】 3 自衛隊災害派遣 （1）取組方針 （2）具体的な取組内容 <b>ア 派遣要請の範囲</b> 【統括班（危機管理課）】</p>
P192	<p><b>イ 災害派遣の要請</b> 【統括班（危機管理<b>防災課</b>）】 ① 派遣要請の方法 自衛隊災害派遣要請の知事への依頼は、統括班（危機管理<b>防災課</b>）が、下表に掲げる事項を明記した文書をもって行う。 なお、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。</p>	<p><b>イ 災害派遣の要請</b> 【統括班（危機管理課）】 ① 派遣要請の方法 自衛隊災害派遣要請の知事への依頼は、統括班（危機管理課）が、下表に掲げる事項を明記した文書をもって行う。 なお、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。</p>
P193	<p><b>ウ 災害派遣部隊の受入体制の確保</b> 【応急復旧班（建設課・区画整理課）、統括班（危機管理<b>防災課</b>）】 ④ 自衛隊との連絡窓口一本化 市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を統括班（危機管理<b>防災課</b>）に設置する。 <b>エ 派遣部隊の撤収要請</b> 【統括班（危機管理<b>防災課</b>）】</p>	<p><b>ウ 災害派遣部隊の受入体制の確保</b> 【応急復旧班（建設課・区画整理課）、統括班（危機管理課）】 ④ 自衛隊との連絡窓口一本化 市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を統括班（危機管理課）に設置する。 <b>エ 派遣部隊の撤収要請</b> 【統括班（危機管理課）】</p>
P194	<p><b>ア 県防災ヘリコプターの出動要請</b> 【統括班（危機管理<b>防災課</b>）】</p>	<p><b>ア 県防災ヘリコプターの出動要請</b> 【統括班（危機管理課）】</p>



日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
		<p><u>(2) 具体的な取組内容</u></p> <p><u>ア 住家被害認定調査体制</u> 【危機管理課（総括班）、税務課・収税課（調査班）、政策秘書課（情報班）】</p> <p><u>住家被害認定調査は、税務課・収税課（調査班）が実施する。人員が不足する場合は、緊急救助隊の職員を中心に調査班を追加編成する。また、必要に応じ相互応援協定を締結している市への応援職員の派遣要請を行う。</u></p> <p><u>イ 調査及びり災証明書交付体制の整備</u></p> <p><u>【危機管理課（総括班）、税務課・収税課（調査班）、政策秘書課（情報班）】</u></p> <p><u>住家被害認定調査が円滑に実施できるよう、次の項目についてあらかじめ整備しておく。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・被害認定調査を実施するための体制</u></li> <li><u>・り災証明書発行までの体制</u></li> <li><u>・職員研修の実施</u></li> <li><u>・り災証明書発行マニュアルの作成</u></li> </ul> </div> <p><u>ウ 被災者支援業務の標準化</u> 【危機管理課（総括班）、政策秘書課（情報班）】</p> <p><u>市は、大規模災害時に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定やり災証明等の共通化を検討する。</u></p> <p><u>3 被災者台帳の整備</u></p> <p><u>(1) 取組方針</u></p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案								
P200	<p>2 動物愛護</p> <p>3 文教対策</p>	<p><u>市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する基礎となる被災者台帳を作成するため、あらかじめ体制等について整備する。</u></p> <p><u>(2) 具体的な取組内容</u></p> <p><u>ア 被災者台帳の整備体制</u> <span style="float: right;"><u>【危機管理課（総括班）、市政情報課（広報班）】</u></span></p> <p><u>市は、被災者台帳を作成するために、必要なシステムを整備し、その運用体制の充実に努める。</u></p> <p><u>なお、被災者台帳の記載事項については、次の項目とする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>① 氏名</u></p> <p><u>② 生年月日</u></p> <p><u>③ 性別</u></p> <p><u>④ 住所又は居所</u></p> <p><u>⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</u></p> <p><u>⑥ 援護の実施の状況</u></p> <p><u>⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</u></p> <p><u>⑧ その他（内閣府令で定める事項）</u></p> </div> <p><u>4 動物愛護</u></p> <p><u>5 文教対策</u></p>								
P202	<p>第14節 市民生活の早期再建 &lt;応急対策&gt;</p> <p>&lt;応急対策&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 災害救助法の適用</td></tr> <tr><td>2 被災者台帳の作成・り災証明書の発行</td></tr> <tr><td>3 災害廃棄物等処理対策</td></tr> <tr><td>4 動物愛護</td></tr> </table>	1 災害救助法の適用	2 被災者台帳の作成・り災証明書の発行	3 災害廃棄物等処理対策	4 動物愛護	<p>第14節 市民生活の早期再建 &lt;応急対策&gt;</p> <p>&lt;応急対策&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 災害救助法の適用</td></tr> <tr><td>2 被災者台帳の作成<u>運用</u>・り災証明書の発行</td></tr> <tr><td>3 災害廃棄物等処理対策</td></tr> <tr><td>4 動物愛護</td></tr> </table>	1 災害救助法の適用	2 被災者台帳の作成 <u>運用</u> ・り災証明書の発行	3 災害廃棄物等処理対策	4 動物愛護
1 災害救助法の適用										
2 被災者台帳の作成・り災証明書の発行										
3 災害廃棄物等処理対策										
4 動物愛護										
1 災害救助法の適用										
2 被災者台帳の作成 <u>運用</u> ・り災証明書の発行										
3 災害廃棄物等処理対策										
4 動物愛護										

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
	<p>5 応急住宅対策</p> <p>6 文教対策</p>	<p>5 応急住宅対策</p> <p>6 文教対策</p>
<p>P205</p>	<p>2 被災者台帳の作成運用・り災証明書の発行</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果を基にり災証明書を発行する。</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 被災者台帳の作成 【情報班（政策秘書課）】</p> <p><u>【被災者台帳の記載（記録）内容】</u></p> <p>① 氏名</p> <p>② 生年月日</p> <p>③ 性別</p> <p>④ 住所又は居所</p> <p>⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</p> <p>⑥ 援護の実施の状況</p> <p>⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</p> <p>⑧ その他（内閣府令で定める事項）</p> <p>イ 台帳情報の利用及び提供 【情報班（政策秘書課）】</p> <p>市は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。</p> <p>エ 被災者支援業務の標準化 【情報班（政策秘書課）】</p>	<p>2 被災者台帳の作成運用・り災証明書の発行</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>市は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、<u>災害対策基本法第90条の3に基づき、被災者台帳を作成し運用</u>する。また、住家の被害認定の結果を基にり災証明書を発行する。</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 被災者台帳の作成 【情報班（政策秘書課）】</p> <p><u>市は、発災後速やかに被災者台帳を作成する。</u></p> <p>イ 台帳情報の利用及び提供 【情報班（政策秘書課）】</p> <p>市は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用し、<u>または本人の同意のもと提供をする。</u></p> <p>削除</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
	<p><u>市は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や被災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。</u></p>	
P208	<p>4 動物愛護</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>災害発生時には、負傷又は逸走状態の動物が多数発生すると同時に、飼い主とともに、多くの動物が避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>衛生班（環境課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）及び物資調達班（産業振興課）は、動物愛護の観点から、保健所、獣医師、動物関係団体及びボランティア等と連携し、動物の適正な保護及び飼養を実施する。</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>イ 避難所における動物の適正な飼養</b></p> <p>【衛生班（環境課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）】</p>	<p>4 動物愛護</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>災害発生時には、負傷又は逸走状態の動物が多数発生すると同時に、飼い主とともに、多くの動物が避難所に避難してくることが予想される。</p> <p>衛生班（環境課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課・健康支援課</b>）及び物資調達班（産業振興課）は、動物愛護の観点から、保健所、獣医師、動物関係団体及びボランティア等と連携し、動物の適正な保護及び飼養を実施する。</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>イ 避難所における動物の適正な飼養</b></p> <p>【衛生班（環境課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課・健康支援課</b>）】</p>
P215	<p>第14節 市民生活の早期再建 &lt;復旧対策&gt;</p> <p>1 生活再建等の支援</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>ア 被災者の生活確保</b> 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）、物資調達班（産業振興課）、調査班（税務課）、医療班（<b>長寿いきがい課・健康支援課</b>）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、建築班（都市計画課）】</p>	<p>第14節 市民生活の早期再建 &lt;復旧対策&gt;</p> <p>1 生活再建等の支援</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p><b>ア 被災者の生活確保</b> 【統括班（危機管理課）、物資調達班（産業振興課）、調査班（税務課）、医療班（<b>保健相談センター</b>）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課・健康支援課</b>）、建築班（都市計画課）】</p>
P217	<p><b>イ 生活相談</b> 【統括班（危機管理<b>防災</b>課）、広報班（市政情報課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、建築班（都市計画課）、警察、消防局、ライフライン事</p>	<p><b>イ 生活相談</b> 【統括班（危機管理課）、広報班（市政情報課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・<b>長寿いきがい課・健康支援課</b>）、建築班（都市計画課）、警</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
	業者】	察、消防局、ライフライン事業者】
P232	第2章 災害復興 第1 基本方針 第2 実施計画 1 災害復興に関する事前の取組の推進 【危機管理防災課（統括班）】 2 災害復興対策本部の設置 【危機管理防災課（統括班）】 3 災害復興計画の策定 【危機管理防災課（統括班）、政策秘書課（情報班）、施設管理担当課】	第2章 災害復興 第1 基本方針 第2 実施計画 1 災害復興に関する事前の取組の推進 【危機管理課（統括班）】 2 災害復興対策本部の設置 【危機管理課（統括班）】 3 災害復興計画の策定 【危機管理課（統括班）、政策秘書課（情報班）、施設管理担当課】
P233	4 災害復興事業の実施 【危機管理防災課（統括班）、都市計画課（建築班）】	4 災害復興事業の実施 【危機管理課（統括班）、都市計画課（建築班）】
P236	第1節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 第1 目標 第2 東海地震注意情報の伝達 【危機管理防災課（統括班）】	第1節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 第1 目標 第2 東海地震注意情報の伝達 【危機管理課（統括班）】
P237	第3 活動体制の準備等 【危機管理防災課（統括班）、市全課（全班）】 市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える。 1 危機管理防災課は、市災害対策本部の設置準備に入る。 2 略 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理防災課は関係機関の協力を得て、次の事項を行う。 以下 略	第3 活動体制の準備等 【危機管理課（統括班）、市全課（全班）】 市は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える。 1 危機管理課は、市災害対策本部の設置準備に入る。 2 略 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理課は関係機関の協力を得て、次の事項を行う。 以下 略
P238	第2節 警戒宣言に伴う措置	第2節 警戒宣言に伴う措置



日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
<p>P239</p> <p>P240</p> <p>P243</p> <p>P244</p>	<p>第1 目標</p> <p>第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報 【危機管理<del>防災</del>課（統括班）、市政情報課（広報班）、政策秘書課（情報班）】</p> <p>第3 活動体制 【危機管理<del>防災</del>課（総括班）】</p> <p>第5 教育、病院、福祉施設対策</p> <p>1 教育施設 【学校開放班（教育総務課）、文教班（学校教育課）、避難班（子育て応援課）】</p> <p>3 福祉施設 【<del>医療班（長寿いきがい課）</del>、避難班（子育て応援課）】</p> <p>第7 生活物資等輸送対策 【物資調達班（産業振興課・市民課）、統括班（危機管理<del>防災</del>課）、輸送班（管財課）】</p>	<p>第1 目標</p> <p>第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報 【危機管理課（統括班）、市政情報課（広報班）、政策秘書課（情報班）】</p> <p>第3 活動体制 【危機管理課（総括班）】</p> <p>第5 教育、病院、福祉施設対策</p> <p>1 教育施設 【学校開放班（教育総務課）、文教班（学校教育課）、避難班（<del>社会福祉課</del>・子育て応援課）】</p> <p>3 福祉施設 【避難班（<del>福祉政策課</del>・<del>社会福祉課</del>・子育て応援課・<del>長寿いきがい課</del>）】</p> <p>第7 生活物資等輸送対策 【物資調達班（産業振興課・市民課）、統括班（危機管理課）、輸送班（管財課）】</p>
<p>P248</p> <p>P249</p>	<p>第3章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置 &lt;予防・事前対策&gt;</p> <p>1 火山噴火に関する知識の普及</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 市の役割 【危機管理<del>防災</del>課（統括班）】</p> <p>2 事前対策の検討</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 市の役割 【危機管理<del>防災</del>課（総括班）】</p>	<p>第3章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置 &lt;予防・事前対策&gt;</p> <p>1 火山噴火に関する知識の普及</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 市の役割 【危機管理課（統括班）】</p> <p>2 事前対策の検討</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 市の役割 【危機管理課（総括班）】</p>
<p>P250</p>	<p>第3章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置&lt;応急対策&gt;</p> <p>1 応急活動体制の確立</p> <p>2 情報の収集・伝達</p>	<p>第3章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置&lt;応急対策&gt;</p> <p>1 応急活動体制の確立</p> <p>2 情報の収集・伝達</p>

日高市地域防災計画改訂【震災対策編】

該当頁	現行	改訂（見直し）案
P251	(1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 イ 降灰に関する被害情報の伝達 【総括班（危機管理 <b>防災</b> 課）】 3 避難所の開設・運営 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、学校開放班（教育総務課）、文教班（学校教育課）、学校】 4 医療救護 【医療班（ <b>健康支援</b> 課）】	(1) 取組方針 (2) 具体的な取組内容 イ 降灰に関する被害情報の伝達 【総括班（危機管理課）】 3 避難所の開設・運営 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・ <b>長寿いきがい課・健康支援</b> 課）、学校開放班（教育総務課）、文教班（学校教育課）、学校】 4 医療救護 【医療班（ <b>保健相談センター</b> ）】
P253	8 広域一時滞在 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】	8 広域一時滞在 【避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課・ <b>長寿いきがい課・健康支援</b> 課）、地域防災活動拠点班（生涯学習課）】